

2019年（平成31年）3月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（平成31年）2月19日付けで諮問（第957号）された患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められない。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断をする必要がない。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

大阪入国管理局執行部門首席入国警備官から、出入国管理及び難民認定法第52条第7項の規定に基づき、退去強制令書の執行のため、当院に対し患者に関する通院歴、病状について文書にて回答するよう照会がなされた。出入国管理及び難民認定法第52条第7項の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当院が患者に関する通院歴や病状、治療などの診療情報を目的外に大阪入国管理局執行部門首席入国警備官に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 藤沢市民病院の診療録の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する被照会患者の個人情報

- (ア) 疾病名
- (イ) 初診日

(ウ) 治療経過

(エ) 現在の症状及び治療内容等（通院日すべて・投薬の有無・直近の投薬日・投薬の種類・投薬の日数／回数を含む）

イ 目的外に提供する相手方

大阪入国管理局執行部門首席入国警備官

ウ 目的外提供の根拠規定

出入国管理及び難民認定法第52条第7項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、出入国管理及び難民認定法第52条第7項の規定に基づくものである。

出入国管理及び難民認定法第52条第7項は、入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会の情報について、大阪入国管理局執行部門首席入国警備官は退去強制令書の執行のために必要な限度で利用し、市民病院は情報提供を行うことで執行の適正かつ迅速な対応に協力するために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

照会の理由とする必要性について、大阪入国管理局執行部門首席入国警備官から、退去強制手続中の者（以下「妻」という。）の配偶者（以下「夫」という。）が照会対象の患者であるが、妻が不法滞在中に保険証を保有していなかったため、妻の体調不良時に、夫が代わりに医療機関を受診し投薬を受けていたが、どの医療機関で行ったかは忘れてと自供している。妻に対し退去強制令書の執行する上で、夫が医療機関を受診した際の病状、治療経過、投薬内容を把握する必要がある、とのことである。

以上のことから、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診療内容であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、本件の目的外提供は、退去強制手続のために行うものであり、本人通知をした場合には、その配偶者である妻の退去強制手続の遂行に支障が生じることを大阪入国管理局執行部門首席入国警備官に確認した。また、妻が忘れてと供述している医療機関について当院を照会対象と定めた事務上の経過を知らせることもできないとのことだった。

以上から本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 照会書

## イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した大阪入国管理局執行部門首席入国警備官によって行われたものであり、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、患者が当院を受診した際の診療内容であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

しかしながら、提供を求められている個人情報は、夫の受診情報であり、妻の健康状態、その他の病状とは言えない。また、提供を求められている個人情報は、病状及び治療内容に関する秘匿性の高い情報のため、提供できる内容ではない。よって、個人情報を目的外に提供する必要性は認められない。

#### (2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)に述べたとおり、目的外に提供する必要性について認められないことから、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断をする必要がない。

以 上